

# 機(防災ラジオ)の配布について

## ◆新たに配布する戸別受信機(防災ラジオ)について

- ・防災行政無線の放送内容が戸別受信機(防災ラジオ)から合成音声で流れます。
- ・スイッチがオフの状態でも自動で起動し、国民保護情報(Ｊアラート)や町からの緊急情報を放送します。
- ・普段はラジオ(AM・FM)として利用できますが、受信状況は地域によって異なります。  
※緊急放送が配信された場合は、割り込みで放送します。
- ・聞き直し機能があり、最後に配信した緊急放送を繰り返し聞くことができます。
- ・国民保護情報(Ｊアラート)や特別警報、各種警報、土砂災害警戒情報、避難情報、火災情報、行方不明者情報、定時放送、町からのお知らせなどを放送します。  
※特に緊急を要する情報は、大音量と赤ランプでお知らせします。
- ・リビングなどの窓際に設置してください。電波障害に強い周波数帯の電波を活用した防災ラジオですので、外部アンテナの取り付けは基本的に必要ありません。
- ・受信が不良の場合には、町民生活課までご連絡ください。
- ・戸別受信機(防災ラジオ)を受け取ったら、同梱されている乾電池を入れてから、家庭用電源のコンセントに接続して使用します。  
※詳しくは、戸別受信機(防災ラジオ)に付属している取扱説明書をご覧ください。



新たに配布される  
戸別受信機(防災ラジオ)の本体

## ◆戸別受信機(防災ラジオ)の使用について

- ・戸別受信機(防災ラジオ)のご利用に伴い、必要となる電気料・電池の購入費用については、利用者にご負担いただくことになります。ご理解をお願いします。
- ・町が貸与するものなので、大事にお使いいただくようご協力をお願いします。
- ・通常に使用して故障した場合は、町が修理などの対応をします。
- ・町外へ転出した場合や不要となった場合は返却をお願いします。
- ・町内で転居して行政区が変わった場合は、戸別受信機(防災ラジオ)の設定の変更が必要となりますので、役場窓口へお持ちください。
- ・3月中に試験放送を行い、4月から本格稼働する予定となっています。



《お問い合わせ先》 町民生活課 ☎ 72-6933